

身体拘束等の適正化のための指針

介護老人福祉施設 麦久保園

短期入所生活介護 麦久保園

1 身体拘束適正化に関する当施設の考え方

身体拘束は、ご利用者の生活の自由を制限するものであり、ご利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、介護保険制定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的行為は原則禁止とします。また、その他の行動を制限することを目的とした対応や行為についても見直しや検討を行います。ご利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的被害を理解し、身体拘束を行わないケアの実施に努めます。

2 身体拘束を行わないケアの実施

- ① 身体拘束は廃止すべきものであると考える。
- ② ご利用者の尊厳と主体性を最優先に考える。
- ③ 福祉従事者として基本的な知識を身に付け、倫理観を養う
- ④ 身体拘束の回避の為の方法を最大限に迫及する。
- ⑤ 行動制限につながる対応など「グレーゾーン」を許容しない。
- ⑥ やむを得ず身体拘束を行った場合、廃止に向けた努力を怠らない。

※身体拘束禁止の対象となる具体的行為

1. 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
4. 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
5. 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
6. 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
8. 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
10. 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

3 身体拘束適正化に向けた体制

(1) 人権擁護委員会

麦久保園では施設サービス方針に基づき、身体拘束廃止に向けて、人権

擁護委員会を設置する。

① 設置目的

- ・身体拘束の廃止に向けての施設内現状把握、改善の為の協議、提言。
- ・やむを得ず身体拘束を行う場合のケース検証、実施行程の決定。
- ・身体拘束を実施した際の状況確認、解除の検討。
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への周知。
- ・研修の企画及び運営

② 委員

- ・人権擁護委員会の委員は以下の部署から委員を選出し構成する。また、委員長は、管理職又は監督職より選任する。
(施設長・施設長補佐・生活相談員・ケアワーカー・医務)
- ・必要に応じて上記以外の部署からも臨時委員を招集することがある。
- ・この委員会の責任者は施設長とする。

③ 委員会の開催

- ・原則毎月 1 回開催する。
- ・直ちにご利用者の身体、生命に重大な危険が及ぶことが考えられるなど緊急やむを得ず身体拘束を行う場合については②の委員の召集に限らず開催する。その際は欠席職員に代わる者より意見収集を行い、施設長が可否を判断する。

4 やむを得ず身体拘束を行う場合

ご本人又は他のご利用者の生命、身体を守る為、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下三要件を満たすこと等について、人権擁護委員会を中心に検討を行い判断します。身体拘束の実施については、ご本人、契約代理人へ説明を行い同意を得て行います。

緊急やむを得ず身体拘束を実施する為の 3 要件

1. ご利用者本人、又は他のご利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと（切迫性）。
2. 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法が無いこと（非代替性）。
3. 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること（一時性）。

5 身体拘束実施の行程

1. 3要件を満たしているか否かについて人権擁護委員会を中心に、その必要性について、ご利用者の心身損害や拘束をしない場合のリスク等を検討したうえで判断、決定を行う。
↓
2. ご本人、契約代理人へ1の検討内容について説明する。
↓
3. 「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」(別紙1)に基づき関係職員にて具体的な内容について検討をおこない、方法、期間等の内容を決定し施設長が確認する。
↓
4. 3についてご本人、契約代理人に説明し書面による同意を得る。
↓
5. 実施に伴い実施の内容、実施状況や時間、ご利用者の心身の状況等を記録し、身体拘束の解除に向けた検討を行う。
↓
6. 5の記録に基づき概ね1週間毎に多職種の合議にて状況の確認、解除に向けた検討を行う。内容についてはご本人、契約代理人へ説明し「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」(別紙2)による同意を得る。
↓
7. 検討の結果解除が可能との判断に至った場合、直ちに解除を行いご本人、契約代理人へ連絡する。

6 身体拘束廃止・改善の為の職員教育・研修

- ・定期的な教育・研修の実施(年2回)
- ・新入職員に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ・その他必要な教育・研修の実施

7 当該指針および記録の閲覧

当指針については、各部署に配布し職員はいつでも確認できるほか、ご利用者・ご家族の要望に応じ、いつでも閲覧することができる。

身体拘束に関する記録は、ご本人、契約代理人からの請求があれば開示する。

【附表】

制定 平成 2 4 年 1 0 月 1 日

改定

平成 3 0 年 6 月 1 日

令和 4 年 7 月 1 日 全面改訂

令和 6 年 4 月 1 日 適応事業の追加（短期入所生活介護）